

「優先権の回復、優先権主張の追加或いは訂正に関するガイド」

(关于优先权恢复、优先权要求的增加或者改正的指引)

国家知识产权局 2024 年 8 月 22 日

改正後の「中国特許法実施細則」(以下、細則と略称)には、優先権の回復、優先権主張の追加、或いは訂正の制度が新たに追加され、改正後の「特許審査指南」(以下、指南と略称)では、前述の制度が更に細分化され、これらの関連規定は 2024 年 1 月 20 日に施行された。新制度は、より多くの優先権期間と手続きの面で出願人に効果的な救済を与えるものであり、「特許協力条約」(以下、PCT と略称)に基づく国際出願関連規則とも連携する。本ガイドでは、制度の背景、適用条件、処理手続き、典型事例などの具体的内容を紹介することにより、イノベーション主体が優先権の回復、優先権主張の追加或いは訂正制度を正確に理解し、活用するよう指導し、出願人が特許出願手続きでの処理の品質向上を支援し、特許業務の高品質の発展を推進することを目的とする。

一、優先権の回復制度

(一) 優先権の回復制度の紹介

特許法第 29 条の規定により、出願人は、発明或いは実用新案について初めて特許出願した日から 12 か月以内に優先権を享有することができる。出願人は、当該 12 か月の期限が過ぎて同じ主題について発明或いは実用新案特許を出願する場合、正当な理由があれば、細則第 36 条の規定に基づき、当該期限満了日から 2 か月以内に優先権の回復を請求することができる。細則第 128 条は、この第 36 条の補足条項であり、国際出願の出願日が優先権期限満了後 2 か月以内であり、国際段階の受理局が優先権の回復を承認した場合、優先権の回復請求が提出されたと見做す。国際段階で出願人が優先権の回復を請求していない、或いは優先権の回復を請求したが受理局が承認していない場合、出願人に正当な理由があれば、移行日から 2 か月以内に優先権の回復を請求することができる。

この制度は、より多くの期限の救済を出願人が受けられる機会を与えるとともに、PCT 実施規則には相応の優先権の回復条項があるため、本制度は PCT 出願の国際段階と国内段階での優先権の回復請求に関する処理規則とスムーズに連携し、出願人の利益がより適切に保護される。

(二) 国内出願の優先権の回復

細則第 36 条の規定により、後願が先願の出願日から 12 か月の期限満了後に提出され、専利局専利局で公開準備が整う前で、正当な理由がある場合、発明或いは実用新案(意匠を除く)の特許出願人は、期限満了日から 2 か月以内に優先権の回復を請求することができる。

1. 優先権の回復を請求する場合、同時に以下の条件に適合しなければならない

(1) 出願時に優先権主張の陳述が提出されている

細則第 36 条の適用を受ける時、後の出願は、出願時に、回復すべき優先権について優先権主張を陳述する書面を提出しなければならない。つまり、特許願書(様式番号 110101 或いは 120101)の「優先権主張陳述(要求優先権声明)」欄(図 1 参照、実用新案登録願書の「優先権主張陳述」の欄に記入する必要がある優先権情報はこれと同じ)には、先の出願の原受理機関名称、出願日、出願番号を含み、

その回復すべき優先権の情報を正確に記入する。

図 1. 発明特許願書(様式番号 110101)の「優先権主張陳述」の欄

	序号	原受理机构名称	在先申請日	在先申請号
⑬ 要 求 優 先 権 声 明	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

【事例 1】

出願人は、2024 年 3 月 25 日に専利局に 1 件の発明特許を出願し、願書に優先権主張の陳述をしなかった。2024 年 3 月 26 日に「優先権回復請求書(恢复优先权请求书)」を提出し、優先権 A(優先権主張日 2023 年 3 月 20 日)の回復を請求した。出願人は、発明特許を出願した時に願書に優先権 A の情報を記載していない、つまり優先権主張の陳述していないため、当該優先権 A の回復を請求することはできない。

【事例 2】

出願人は、2024 年 3 月 25 日に専利局に 1 件の発明特許を出願するとともに、願書に優先権 A(優先権主張日 2023 年 3 月 30 日)を主張する陳述し提出した。2024 年 3 月 26 日に「優先権回復請求書」を提出し、優先権 B(優先権主張日 2023 年 3 月 20 日)の回復を請求した。

出願人は、特許出願時に優先権情報を記入したが、優先権 A の情報を記入し、回復を請求すべき優先権 B の情報ではないため、優先権 B の回復を請求することはできなかった。出願人が優先権の回復を請求する場合、出願時に優先権を主張陳述の提出要件に適合するよう、出願時の願書にその回復すべき優先権の情報を明記していなければならない。

(2) 所定期限内に優先権の回復請求を提出する

出願人は、先願の出願日から 12 か月の期限満了日から 2 か月以内、かつ専利局で公開準備が整う前に、「優先権回復請求書」(様式番号 100051)を提出しなければならない、しかし、細則第 6 条に基づき権利回復請求する時に記入する「権利回復請求書(恢复权利请求书)」ではない。

出願人は、「優先権回復請求書」の各情報を標準的で正確に記入しなければならない。その内、

第 1 欄は、後願の出願番号、発明の名称及び出願人の書誌事項の情報は、間違いなく正確でなければならない。

第 2 欄は、後願が通常の国内出願であれば、「特許法実施細則第 36 条の規定に基づき優先権の回

復を請求する」をチェックし、後願が PCT 国際出願であれば、「当該出願は PCT 国際出願であり、特許法実施細則第 128 条の規定に基づき優先権の回復を請求する」をチェックする。

第 3 欄は、優先権の回復を請求する理由を簡潔に記入し、優先権の回復を請求する理由は、主観的や故意でない理由を含む正当な理由でなければならない。

第 4 及び第 5 欄は、優先権の回復を請求する先願の原受理官庁名称、先の出願日、先の出願番号を正確に記入しなければならない。回復を請求する優先権情報は願書の対応する優先権情報の記入と一致していなければならない。注意:これは必ず完全で正確に記入する必要がある。そうでない場合、後で優先権を適時に回復できない。

「優先権回復請求書」の部分的記入例を図 2 に示す。

図2. 「優先権回復請求書」の部分的内容の記入例

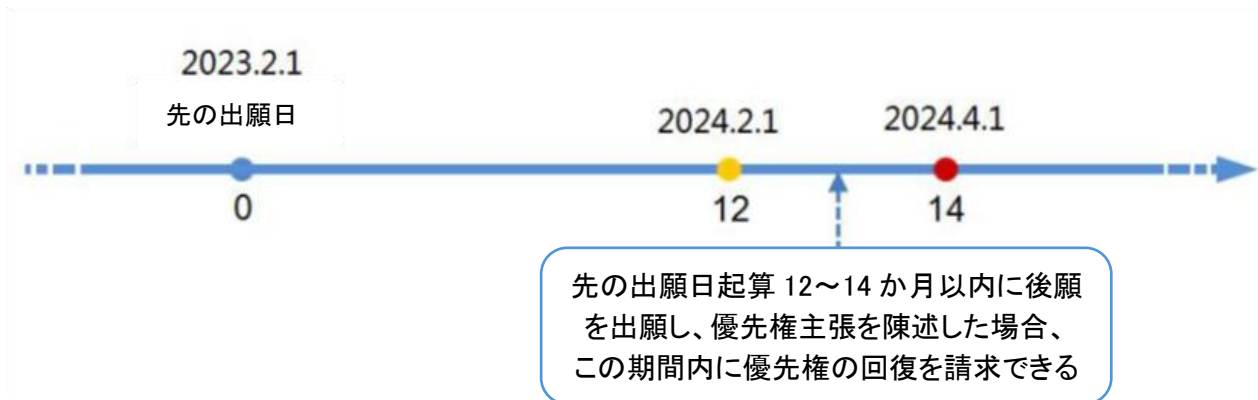
恢复优先权请求书

① 专 专 利 或 申 申 请 利	申请号或专利号 20241 *****		
	发明创造名称 具有 ***** 化合物的制备与应用		
	申请人或专利权人 ***** 大学		
②请求内容:			
<input checked="" type="checkbox"/> 根据专利法实施细则第 36 条的规定, 请求恢复优先权。 <input type="checkbox"/> 该申请为 PCT 国际申请, 根据专利法实施细则第 128 条的规定, 请求恢复优先权。			
③请求恢复优先权的理由:			
由于 ***** 在后申请 20241 ***** 超出了优先权期限, 在此请求恢复优先权, 望批准! 谢谢!			
④根据专利法实施细则第 36 条请求恢复的优先权			
序号	原受理机构名称	在先申请日	在先申请号
1	中国	2023-01-10	20231 *****

【事例 3】

発明特許出願の先の出願日は 2023 年 2 月 1 日で、出願人は、2024 年 2 月 2 日以降、2024 年 4 月 1 日以前に後願を出願するとともに、発明特許の願書に優先権主張を陳述し提出した。専利局で公開準備が整う前に、出願人は、2024 年 2 月 2 日から 2024 年 4 月 1 日の間に優先権の回復を請求した。図 3 に示す通り。

図3. 優先権の回復請求の例



この場合、細則第 36 条の要件を満たし、優先権の回復を請求することができる。

【事例 4】

出願人は、2024 年 1 月 25 日に発明特許を出願し、願書に優先権 4 件を主張する陳述し提出するとともに、「優先権回復請求書」(図 4 で部分参照)を提出し、優先権の回復を請求した。

図4. 「優先権回復請求書」の部分の例

④ 根据专利法实施细则第 36 条请求恢复的优先权			
序号	原受理机构名称	在先申请日	在先申请号
1	*国	2022-11-23	*****
2	*国	2022-12-01	*****
3	*国	2022-12-05	*****
4	*国	2022-12-20	*****

事例では、後願及び優先権の回復請求の提出日は、2024 年 1 月 25 日で、出願人が優先権の回復を請求できる先願日は、2022 年 11 月 25 日から 2023 年 1 月 24 日の間でなければならない。1 件目の優先権は、規定期限に適合しないために、回復できない。後の優先権 3 件は、規定期限に適合するため、回復できる。

指南の関連規定によると、期限を過ぎた優先権(細則第 36 条に基づく最先の特許出願日から 12 か月を超えた優先権)の回復の請求に遅れた場合、細則第 6 条に基づく回復はできない。期限が過ぎた優先権の回復は、特許法第 29 条が規定期限に遅延した場合の救済手続きを出願人に与えているため、細則第 6 条 1 項、2 項は、出願人が細則第 36 条の規定期限に遅延した場合は適用されない。

【事例 5】

出願人は、2024 年 7 月 15 日に発明特許を出願し、願書に優先権(優先権主張日 2023 年 5 月 1 日)を主張する陳述し提出するとともに、細則第 36 条に基づく優先権の回復を請求した。専利局は、「権利回復請求承認通知書(恢复权利请求审批通知书)」を発行し、通知書の中で、権利回復請求が

規定期限の満了後に提出されたため、優先権は回復されないと指摘した。出願人は、その後、2024 年 7 月 30 日に「権利回復請求書」を提出し、細則第 6 条に基づき遅延した優先権の回復期間の回復を請求した。

事例では、出願人は、2023 年 5 月 1 日から 12 か月の期限満了日から 2 か月以内、つまり 2024 年 7 月 1 日までに優先権の回復を請求しなければならない。出願人は 2024 年 7 月 15 日に発明特許を出願するとともに、優先権の回復を請求したが優先権回復期限が過ぎていたため、この優先権は回復されなかった。この種の状況で、出願人は、細則第 6 条 1 項「不可抗力の事由」、或いは 2 項「その他の正当な理由」に基づき、遅延した優先権回復期限の回復を請求することはできない。

(3) 規定期限内に料金を納付する

出願人は、規定期限内、つまり先の出願の出願日から 12 か月の期限満了日から 2 か月以内に優先権主張手数料(80 元/件)、及び権利回復請求料(1000 元)を納付しなければならない。

【事例 6】

出願人は、2024 年 4 月 1 日に発明特許を出願するとともに、願書に優先権(優先権主張日 2023 年 2 月 1 日)を主張する陳述を提出し、かつ「優先権回復請求書」を提出した。但し、権利回復請求料は納付していない。

事例で、出願人が「優先権回復請求書」を提出したのは、優先権主張日の 2023 年 2 月 1 日から 12 か月の期限満了日から 2 か月以内であり、規定期限に適合している。しかし、権利回復請求料を規定期限内に納付していないため、規定に適合しない。

出願人に救済の機会を与えるために、その他の欠陥がない状況で、専利局は、「権利回復手続補正通知書(办理恢复权利手续补正通知书)」を発行し、出願人に指定期限の 1 か月以内に権利回復請求料を追納するよう要求した。出願人が指定期限内に権利回復請求料を納付した場合、その優先権の回復を許可する。出願人が指定期限内に権利回復請求料を納付しない或いは全額納付していない場合、その優先権は回復されない。

(4) 規定期限内に必要な手続き書類を提出する

必要に応じて、先願書類の副本及び優先権譲渡証明書などを提出する。

回復を請求する優先権が外国の優先権である場合、先願の出願書類の副本及び中国語の書誌事項を提出しなければならない。先願の出願書類の副本は、出願人が自発的に提出する、或いは専利局が認めるその他の方法で取得することもできる。回復を請求する優先権が国内優先権で、願書に先願の出願日及び出願番号が明記されている場合、先願の出願書類の副本が提出されたものと見做す。

外国の優先権について、優先権を主張する後願の出願人と先願の出願書類の副本に記載される出願人は、一致しなければならない、或いは先願の出願書類の副本に記載される出願人の 1 人でなければならない。規定に適合しない場合、優先権譲渡証明書及び中国語の書誌事項を提出しなければならない。国内優先権について、優先権を主張する後の出願の出願人と先願の出願書類の副本に記載される出願人は、一致しなければならない、一致しない場合、優先権譲渡証明書及び中国語の書誌事項を提出しなければならない。

2. 審査と通知

国内出願の優先権の回復請求において、出願人が専利局の発行した「権利回復請求承認通知書」を受領し、規定に適合する場合、優先権は回復され、規定に適合しない場合、優先権は回復されない。

優先権の回復手続きで出願人が規定期限内に権利回復請求料、優先権主張料を納付しない、或いは全額納付していない場合、「優先権回復請求書」に形式的欠陥など克服できる欠陥が存在する場合、専利局は、「権利回復手続補正通知書」を発行する。出願人は、通知書に指定された期限内に補正しなければならない。

「権利回復請求承認通知書」がこの優先権を回復しないと結論づけている場合、関連する問題の類型は、以下に掲げる通り：

- (1) 権利回復請求が規定期限満了後に提出され、細則第 36 条の規定に適合しない。
- (2) 出願人が専利局の発行した「権利回復手続補正通知書」の規定期限内に回答しない。
- (3) 出願人が専利局の発行した「権利回復手続補正通知書」の規定期限内に優先権主張料、権利回復請求料を納付しない或いは全額納付してない。

3. 救済ルート

出願人が権利回復請求審査承認通知書を受領し、当該通知に不服がある場合、当該通知の受領日から 60 日以内に国家知識産権局に行政再審申請を提出する、或いは当該通知の受領日から 6 か月以内に北京知識産権法院に提訴できる。

(三) PCT 出願の国内段階での優先権の回復

PCT 出願の国内段階移行後の細則第 128 条による優先権の回復は、主に以下の 2 つの状況である：

一つは、PCT 国際出願で優先権主張し、かつ国際出願日が優先権期間満了後 2 か月以内であり、国際段階ですでに受理官庁が優先権の回復を許可している場合、専利局は、通常、疑義を再度提起しないため、国際出願が国内段階に移行したとき、出願人は、再び回復手続きを行う必要はない。

二つは、PCT 国際出願の国際段階で出願人が優先権の回復を請求していない、或いは回復請求を提出したが受理官庁が承認していない場合で、出願人は、正当な理由がある場合、移行日から 2 か月以内に優先権の回復を請求することができる。対応する手続きは、「国際出願の中国国内段階移行陳述(国際申請進入中国国家阶段声明)」の「優先権主張陳述」の欄にその回復したい優先権の情報を正確に記入し、規定期限内に「優先権回復請求書」を提出し、理由を説明するとともに、権利回復請求料、優先権主張料を納付する。国際事務局に先願の出願書類の副本を提出していない場合、同時に先願の出願書類の副本と中国語の書誌事項を添付しなければならない。

【事例 7】

出願人は、2022 年 7 月 12 日に国際事務局に PCT 国際出願を提出し、PCT 出願願書に優先権 1 件(優先権主張日 2021 年 6 月 24 日)を主張し、かつ優先権の回復を請求し、国際段階で優先権の回復手続きを行った。国際事務局は、2022 年 8 月 12 日に優先権の回復請求の決定通知(様式 PCT/RO/159)を発行し、優先権の回復に同意し、国際公開公報で当該優先権情報を公開した。本願は、2024 年 1 月 23 日に中国の国内段階に移行したが、出願人は、再び優先権の回復手続きを行う

必要があるだろうか？

細則に新設された第 128 条と指南の関連規定に基づくと、国際段階で回復した優先権は、国内段階に移行した場合、出願人は再び回復手続きを行う必要がない。但し、移行陳述にその出願日、出願番号及び受理官庁名称を正確に明記し、移行日から 2 か月以内に相応の優先権主張料を納付しなければならない。

【事例 8】

出願人は、2022 年 7 月 12 日に国際事務局に PCT 国際出願を提出し、PCT 出願願書に優先権 1 件（優先権主張日 2021 年 6 月 24 日）を主張し、かつ優先権の回復を請求した。出願人は、国際段階で権利回復請求料を納付していないため、受理官庁である国際事務局は、当該優先権の回復を承認していないが、国際公開公報には当該優先権の情報が公開された。本願は、2024 年 1 月 23 日に中国国内段階に移行したが、出願人は、当該優先権を回復する機会があるだろうか。

細則に新設された第 128 条に基づくと、国際段階で回復請求が出されたが受理官庁が承認していない優先権について、国内段階に移行したとき、出願人に正当な理由がある場合、移行日から 2 か月以内に優先権の回復手続きを行うことができる。

二、優先権主張の追加或いは訂正制度

（一）優先権主張の追加或いは訂正制度の紹介

細則に新設された第 37 条の規定に基づき、発明或いは実用新案（意匠は含まない）の特許出願人が優先権を主張した場合、優先権日から 16 か月以内或いは出願日から 4 か月以内に、特許願書での優先権主張の追加或いは訂正を請求することができる。当該制度は、出願人が自発的に優先権主張に存在する誤りの是正及び優先権を追加する状況に対応する救済の機会が与えるのである。

（二）優先権主張の追加或いは訂正を請求する場合、同時に以下の条件に適合しなければならない

1. 特許出願時に少なくとも 1 つの優先権を主張している

優先権主張の追加を請求する場合、まず特許法第 30 条の規定に適合しなければならない。つまり、特許出願時に少なくとも 1 つの優先権を主張しなければならない。優先権主張の追加を請求する場合、1 つの優先権主張から複数の優先権主張を追加請求することができる。但し、優先権主張「なし」から優先権主張「有り」にすることはできない。

【事例 9】

出願人が発明特許出願をした時、願書に優先権を主張する陳述をしなかった（願書「優先権主張陳述」の欄に優先権情報が何も記載されていない）。その後、出願人は、「優先権主張の追加或いは訂正請求書」を提出し、優先権主張の追加を請求した。

出願人は、出願時に優先権情報を記入していない、つまり優先権を主張していないため、専利局は、当該優先権主張の追加の請求に対し見做し未請求の通知書を発行した。

2. 規定期限内に追加或いは訂正を請求する

特許出願後、出願人は、優先日から 16 か月以内或いは出願日から 4 か月以内で、専利局で公開準

備が整う前に、「優先権主張追加或いは訂正請求書(増加或改正優先权要求请求书)」(様式番号: 100052)を提出するが、当該請求書の各項目に情報を正確に記入する。記入例は、図 5 に示す通り。そのうち、

第①欄は、後願の出願番号、発明の名称、出願人情報は正確でなければならない。

第②欄の請求内容の請求の種別は、実際の需要に基づき「優先権の追加」或いは「優先権の訂正」をチェックすることができる。

第③欄の優先権追加の陳述には、追加を請求する優先権の原受理機関の名称、優先権主張日と優先権主張番号を正確に記入しなければならない。特許出願時にすでに陳述した優先権情報は、重複して記入する必要はない。

第④欄の優先権訂正の陳述には、優先権訂正を請求する訂正前と訂正後の原受理機関の名称、優先権主張日と優先権主張番号を正確に記入しなければならない。

図 5. 「優先権主張追加或いは訂正請求書」の内容の一部の記入例

增加或改正优先权要求请求书

① 专 利 申 请	申请号 2024104 *****		
	发明创造名称 设备 ***** 人和智能家居系统		
	申请人 ***** 限公司		
② 请求内容: 根据专利法实施细则第 37 条的规定, 请求增加或改正优先权。 请求类型: <input type="checkbox"/> 增加优先权 <input checked="" type="checkbox"/> 改正优先权			
③增加优先权声明			
增加后	原受理机构名称	在先申请日	在先申请号
④改正优先权声明			
1	原受理机构名称	在先申请日	在先申请号
改正前	中国	2024-03-15	2024103 *****
改正后	中国	2024-02-02	202420 *****

【事例 10】

出願人は、2024 年 1 月 21 日に発明特許 C を出願するとともに、願書に国内優先権 A (優先権主張日 2023 年 1 月 30 日) を主張する陳述し提出した。その後、出願人は、陳述情報の記載に誤りを発見し、別の国内優先権 B (優先権主張日 2023 年 1 月 30 日) でなければならないため、2024 年 5 月 31 日に「優先権主張追加或いは訂正書」を提出し、優先権主張 A の訂正を請求した。事例は、図 6 の通り。

図 6. 規定期限を過ぎた優先権主張の訂正請求の例



事例では、優先権主張日 2023 年 1 月 30 日から 16 か月、つまり 2024 年 5 月 30 日、出願日 2024 年 1 月 21 日から 4 か月、つまり 2024 年 5 月 21 日が期限となる。出願人が 2024 年 5 月 31 日に提出した請求は、すでに規定期限を超えており、細則第 34 条の規定に適合しない。出願人は、2024 年 5 月 30 日まで、専利局で公開準備が整う前に優先権の追加或いは訂正を請求しなければならない。

複数の優先権が主張されている場合、最先の出願日を時間判断の基準とし、追加或いは訂正された優先権主張により最先の優先権主張日が変わる可能性がある場合、優先権主張日は、変更後の最先の優先権主張日から起算する。これにより計算された期限は、全ての期限に同期調整しなければならず、例えば、他の優先権の追加或いは訂正の期限、先の出願書類の副本及び優先権譲渡証明書提出期限、新規性喪失の例外期間、生物材料サンプル寄託物の提出期限など。

【事例 11】

出願人は、2024 年 1 月 21 日に発明特許 C を出願するとともに、願書に優先権 B (優先権主張日 2023 年 4 月 30 日) を主張する陳述し提出した。その後、出願人は、優先権 A (優先権日 2023 年 1 月 30 日) の請求を見落としていることを発見し、当該優先権主張の追加を請求した。

本事例では、本出願 C の優先権日は、特許出願した時の先の出願 B の出願日であるが、追加を請求した優先権出願 A の出願日とその日付より前であるので、追加した優先権主張により、最先の優先主張日に変更され、最先の優先権主張日は、請求した優先権出願 A の出願日 (2023 年 1 月 30 日) とならなければならない。

図 7. 優先日に変更が生じる状況での優先権主張の追加請求の例



出願人は、変更された優先主張日 2023 年 1 月 30 日から 16 か月或いは本件出願日 2024 年 1 月

21 日から 4 か月以内に優先権の追加を請求しなければならないため、出願人は、2024 年 5 月 30 日まで、かつ専利局で公開準備が整う前に優先権主張の追加を請求しなければならない。事例は図7の通り。

【事例 12】

出願人は、2024 年 1 月 21 日に発明特許 C を出願するとともに、願書に優先権 B (優先権主張日 2023 年 4 月 30 日) を主張する陳述し提出した。その後、出願人は、優先権 A (優先権日 2023 年 1 月 30 日) の請求漏れを発見したため、2024 年 4 月 15 日に「優先権主張追加或いは訂正請求書」を提出し、優先権 A を主張する追加を請求した。当該請求は、規定期限内に提出され、かつその他の手続きが規定に適合したため、専利局は優先権 A を追加する請求に同意した。

その後、出願人は、優先権 B の陳述の内容に不備があることを発見したため、2024 年 4 月 26 日に「優先権主張追加或いは訂正請求書」を提出し、優先権主張 B の訂正を請求した。

優先権主張 A の追加請求により最先の優先権日に変更された場合、優先権主張 B を訂正する期限も同期調整しなければならない。優先権主張 A の追加後、特許出願 C の最先の優先権主張日が 2023 年 1 月 30 日に変更されたので、優先権主張 B を訂正する請求期限は、図 8 に示すように、最先の優先権主張日 2023 年 1 月 30 日から 16 か月以内或いは出願日 2024 年 1 月 21 日から 4 か月以内となる、つまり遅くとも 2024 年 5 月 30 日に調整され、同時に専利局の公開準備ができていない条件を満たした場合、出願人は、優先権の訂正を請求することができる。本件で、出願人は、2024 年 4 月 26 日に「優先権の追加或いは訂正請求書」を提出しており、変更後の最先の優先権日から 16 か月以内の、期限の要件に適合する。2024 年 5 月 30 日以降、例えば 2024 年 5 月 31 日に「優先権追加或いは訂正請求書」を再提出した場合、規定の期限を超えることとなる。

また、先の出願書類の副本の期限、優先権譲渡証明の期限、新規性喪失の例外期間、生物材料サンプル寄託物の提出期限などは、調整後の最先の優先権主張日に合わせて調整しなければならない。

図8. 優先権主張 A を追加した後に優先権主張 B を訂正する場合の期限起算例

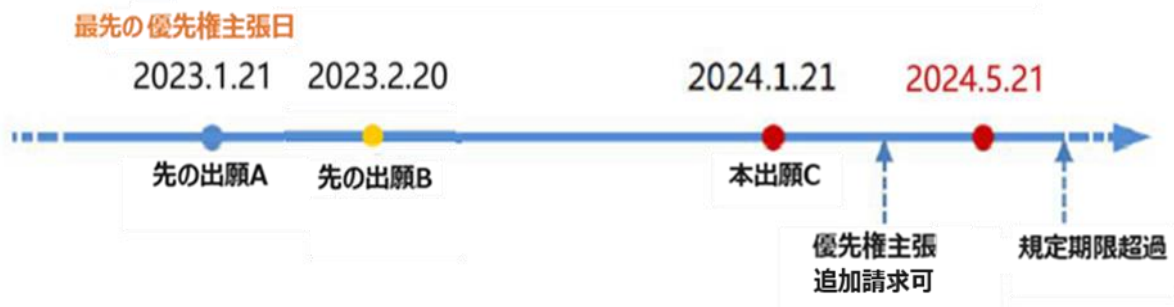


指南の関連規定によると、優先権の追加或いは訂正の期限を逸した場合、細則第 6 条第 2 項の「正当な理由」に基づき権利の回復を請求することはできないが、細則第 6 条第 1 項の「不可抗力の事由」に基づき権利回復を請求することができる。例えば、請求人は、台風、洪水、地震、戦争、突発的な重大疫病などの影響を受けて、優先権の追加或いは訂正の請求の期限を逸した場合、権利回復を請求することができる。

【事例 13】

出願人は、2024 年 1 月 21 日に同じ主題の発明特許 C を出願するとともに、発明特許願書に優先権 B (優先権主張日 2023 年 2 月 20 日) を主張する陳述し提出した。その後、出願人は、優先権 A (優先権主張日 2023 年 1 月 21 日) の主張の記入漏れを発見した。出願人は、2024 年 5 月 22 日に優先権 A の追加請求を行った。事例は図 9 の通り。

図 9. 優先権主張追加を請求する期限に遅延した例



事例で、出願人は、最先の優先日の 2023 年 1 月 21 日から 16 か月以内或いは出願日の 2024 年 1 月 21 日から 4 か月以内、つまり 2024 年 5 月 21 日以前で、専利局の公開準備ができる前に優先権 A の追加を請求しなければならない。出願人が 2024 年 5 月 22 日に提出した優先権 A の追加請求は、規定の期限を超えており、規定に適合しない。

この種の状況で、出願人は優先権主張の追加を請求する期限を逸し、細則第 6 条 2 項の「その他の正当な理由」に基づき「当該優先権主張の追加請求する」権利の回復を請求することはできない。但し、出願人は、台風、洪水、地震、戦争、突然の重大な疫病発生などの「不可抗力の事由」により当該期限に遅延した場合は、「当該優先権主張の追加を請求する」権利回復を請求することができる。

3. 規定期限内に料金を納付する

優先権主張を追加する場合、「優先権主張追加或いは訂正請求書」を提出するとともに優先権主張料 (80 元/項) を納付する。規定期限内に追加した優先権に対する優先権主張料を納付しない場合、当該優先権主張追加請求は、未提出と見做す。

4. 規定期限内に必要な手続き書類を提出する

必要に応じ、優先権主張日 (複数の優先権を主張する場合、最先の優先権主張日をいう) から 16 か月以内に先の出願書類の副本、優先権譲渡証明書などを提出する。提出要件は、本ガイドの一(二)部の第 1.(4) 参照。

(三) 審査と通知

優先権主張の追加或いは訂正の請求が規定に適合しない場合、出願人が受け取る可能性のある通知書の種類には、手続補正通知書、見直し未提出通知書が含まれる。

手続補正通知書に係る欠陥の種類別として、例えば、「優先権主張書追加或いは訂正請求書」での優先権出願の出願日、出願番号及び原受理機関名称のうちの 1 つ或いは 2 つの内容が明記されていない或い

は誤記されており、かつ、出願人が規定期限内に優先権主張出願の副本を提出している場合である。

見直し未提出通知書に関わる問題の種別には、以下の例がある：

(1)出願時に優先権を主張していない。

(2)規定期限内に請求を提出していない、或いは優先権主張の追加に関わる優先権主張料を期限内に未納付或いは全額納付していない。

(3)手続補正通知書の答弁処理期限内に応答していない或いは訂正後も規定に適合していない。

優先権主張の追加或いは訂正請求が規定に適合している場合、当該優先権主張が規定に適合していると見做す。

(四)救済ルート

出願人が見直し未提出通知書を受け取り、当該通知に不服の場合、当該通知の受取日から 60 日以内に国家知的財産権局に行政再審申請を提出、或いは当該通知の受取日から 6 か月以内に北京知識産権裁判所に提訴することができる。

三、条項の適用で注意すべきその他の事項

(一)優先権の主張の追加或いは訂正に関するその他の事項

細則第 36 条(優先権の回復)の規定に属する場合は、細則第 37 条(優先権主張の追加或いは訂正)の規定を適用しない、つまり細則第 36 条の規定に基づき期限が徒過した優先権主張の追加を請求することはできない、或いは期限が徒過した優先権主張の訂正を請求することはできない。

【事例 14】

出願人は、2024 年 2 月 6 日に特許 C を出願し、願書に優先権 B (優先権主張日 2023 年 5 月 20 日)を主張する陳述し提出した。その後、優先権 A の記入漏れを発見し、A の出願日は 2023 年 2 月 1 日であった。出願人は、2024 年 5 月 15 日に「優先権主張追加或いは訂正請求書」を提出し、優先権主張 A の追加を請求した。事例は図 10 の通り。

図 10. 期限徒過で優先権主張追加の請求ができない例



事例の中で、出願人が追加を請求した優先権 A は優先権期限を過ぎており、細則第 36 条に規定する情況に属する場合、細則第 37 条の規定は適用されない、つまり期限が徒過した優先権の追加を請求することはできない。

(二) 援用補充に関する注意事項

細則第 36 条に規定される「優先権の回復」に属する場合、第 37 条に規定される「優先権主張の追加或いは訂正」の状況の場合、細則第 45 条の「援用補充(援引加入)」の規定は、適用されない。つまり、「援用補充」に関わる優先権は、優先権の回復ではなく、優先権の追加或いは訂正でもない。

【事例 15】

出願人は、2024 年 2 月 20 日に実用新案特許 B を出願するとともに、願書に優先権 A (優先権主張日 2023 年 1 月 12 日) を主張する陳述し提出した。出願人が出願日に使用したのは、専利局が作成した援用補充の陳述を含む願書標準様式である。出願人は、出願日に「優先権回復請求書」を提出して優先権の回復を請求した。その他の手続きは規定に適合していたため、専利局は、権利回復請求承認通知書を発行し、優先権 A の回復に同意した。

その後、出願人は、特許出願 B に明細書の一部の内容が欠落していることを発見し、先の出願 A の明細書の該当内容の引用を請求した。出願人は、また 2024 年 3 月 20 日に引用補充の陳述を提出するとともに、明細書及び補正差替えページを追完した。優先権 A に係る援用補充では、期限が徒過した優先権を回復することはできないため、専利局は、出願人の援用補充の陳述に対し見做し未提出通知書を発行した。

【事例 16】

出願人は、2024 年 2 月 20 日に実用新案特許を出願し、専利局が制定した援用補充の陳述を含む願書標準様式を使用するとともに、願書に優先権 A (優先権主張日 2023 年 1 月 12 日) と優先権 B (優先権主張日 2023 年 3 月 12 日) を主張する陳述をした。出願人は、規定期間内に優先権 A の回復を請求した。その後、出願人は、優先権 C (優先権主張日 2023 年 4 月 12 日) の主張、特許出願の明細書の一部の内容が欠落していることに気づき、規定期限内に優先権 C の主張を追加請求するとともに、先の出願 B の明細書の該当内容の引用を請求した。

本事例で、出願人は、特許出願提出時に優先権 A を主張する陳述を提出しており、細則第 36 条に規定される期限内に優先権 A の回復を請求できた。また、出願人は、特許出願提出時に、特許法第 29 条に規定される期限に適合する優先権 B の陳述を提出しており、特許出願時に少なくとも 1 つの優先権が主張されることに関する特許法第 30 条の規定を満たしているため、優先権 C の追加を請求することができる。つまり、当該出願において、専利局は、それぞれに優先権 A を回復し、優先権 C の主張を追加し、優先権 B の内容を援用補充することができる。

注意: 優先権の回復、優先権主張の追加或いは訂正制度は、今回の細則の改正で新設された制度であり、各当事者主体の新制度に対する理解と運用には一定の時間の経過と蓄積が必要であり、制度実施の初期は、関連規則をできるだけ簡素化し運用コストを低減する。将来的には、各方面の主体の運用経験の不断の豊富さと運用能力が徐々に向上するに伴い、当局は、また関連規則を深く研究、改善し、イノベーション主体のニーズにさらに応えていく。

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり、当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。

参照サイト: https://mp.weixin.qq.com/s/UpUQz7hRHuo8cJUSqIU_dQ